

「子ども・子育て支援新制度」について

1 「子ども・子育て支援新制度」の概要

(1) 目的

幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するもの

(2) 新制度の概要

① 導入の背景

核家族化や共働き世帯の増加，地域の間関係の希薄化など，子どもや子育てをめぐる環境が厳しくなる中，親の就労の有無に関わらず，幼児期の学校教育や保育サービスが受けられることや待機児童の解消，地域における子育て支援の充実等が課題となっており，これらの課題を解決するために新制度を導入する。

② 子ども・子育て支援新制度のポイント

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」(※)が成立し，認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付の創設，認定こども園設置手続きの簡素化，地域の子ども・子育て支援事業への財政援助等により，以下の取組を推進。なお，当制度は，消費税引き上げによる恒久的財源を得て，平成27年度から本格施行される予定

○ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育園の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を推進

○ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実

○ 保育の量的拡大・確保，教育・保育の質的改善

待機児童の解消，地域の保育を支援，教育・保育の質的改善

※ 「子ども・子育て支援法」，「認定こども園法の一部改正法」，「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

③ 新制度の運用の主な取組

ア 幼保連携型認定こども園等の施設の認可基準や給付対象となる施設・事業の運営基準の制定

認定こども園法の改正により創設される新たな幼保連携型認定こども園の認可基準や新たに認可事業として給付の対象となる小規模保育等の認可基準を制定する。

イ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について，市町村が定める区域ごとに，5年間の計画期間における「量の見込み」，「確保の内容」，「実施時期」を定めた計画を策定する。

ウ 保育の必要性の認定

例外のない保育の保障の観点から、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する。

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
- ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

エ 確認制度の実施

児童福祉法等に基づく認可を受けた施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、給付の対象施設・事業として確認し、財政支援をする。

- ・ 施設型給付：認定こども園、幼稚園、保育所
- ・ 地域型給付：小規模・家庭的保育事業等

2 「子ども・子育て支援新制度」に係る本市の取組状況について

(1) 「宇都宮市子ども・子育て会議」の設置

- 設置 平成25年7月
- 所掌事務
 - ・ 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事項
(施設型・地域型給付の確認、「子ども・子育て支援事業計画」の策定など)
 - ・ 子ども・子育て支援に関する計画(「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」)について意見を述べ、当該計画の実施状況を調査審議すること
 - ・ その他、子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること
- 組織及び委員
30人以内をもって組織(28人)
「子どもの保護者」「事業主を代表する者」「労働者を代表する者」「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」「子ども・子育て支援について学識経験を有する者」等で構成
 - ・ 特別の事項を調査審議する必要があるときに、臨時委員を置くことができる
 - ・ 子ども・子育て会議は、部会を設置することができる。
- 第1回子ども・子育て会議の開催状況
 - ・ 平成25年8月28日開催
 - ・ 「子ども・子育て支援事業計画」の策定について、「ニーズ調査」(対象者や調査項目など)などについて審議

(2) 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定

① 計画の策定

- 目的：幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを把握し、適切なサービスを確保することを目的に「子ども・子育て支援法」第61条に

規定する市町村計画として策定。

- 計画期間：平成27年度～平成31年度（5年間）
- 検討事項：幼児期の学校教育・保育サービスや地域における子育て支援サービスの見込みと確保の方策等
- 策定体制とスケジュール
平成25年8月に庁内策定委員会を設置するとともに、「子ども・子育て会議」において意見聴取を行いながら、27年2月を目途に策定予定。

② 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施

- 目的：本市が策定する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料とするほか、子ども関連施策の推進に資することを目的に実施。
※ 新制度においては、就学前児童・小学生の保護者を対象とした調査については、学校教育・保育・地域の子育て支援策についての需給を定めるために必須とされている。
- 実施期間：平成25年10月28日～11月27日
- 調査対象：就学前児童の保護者、小学生の保護者、青少年、ひとり親家庭、事業所
- 調査項目：就学前児童⇒保護者の就労状況、教育・保育の利用状況と利用希望、地域の子育て支援事の利用状況等について
小学生⇒保護者の就労状況、子どもの家の利用状況と利用希望等について
※ 幼稚園に通園する児童の保護者や認可外保育所を利用する児童の保護者を対象とした就労状況等の実態を把握するための調査を併せて実施。

(3) スケジュール

平成26年度

- ・ 幼保連携型認定こども園等の施設の認可基準や給付対象となる施設・事業の運営基準等の制定
- ・ 「(仮称)宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・ 「認可」・「確認」申請の受付
- ・ 支給認定（保育の必要性の認定）申請の受付

平成27年度

- ・ 子ども・子育て支援新制度の運用開始

参考 「子ども・子育て支援新制度」における児童福祉法の改正の概要について

(1) 概要

① 児童福祉法第24条の改正

保育の実施対象を「保育が必要な児童」とし、市が必要な保育を確保する。

- ・ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う（第1項）（現行どおり）
- ・ 家庭的保育事業等の提供体制の確保義務（第2項）
- ・ 保育の利用の調整，要請（第3項）
- ・ 虐待等優先的に保育を行う必要がある児童の保育の申込みの勧奨・支援（第4項），入所（第5項），措置（第6項）

② 保育所の認可制度等の改正

大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正（第35条）

- ・ 社会福祉法人・学校法人以外の者から保育所の設置の認可の申請があったときは、条例に定める客観的な認可基準への適合に加え、経済的基礎，社会的信望，社会福祉事業の知識・経験に関する要件を求める
- ・ その上で、欠格事由や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き，認可するものとする。
- ・ 市が，認可を受けた施設・事業者からの申請に基づき，各施設・事業の類型に応じて，学校教育・保育の提供体制の確保方策や認定区分ごとの利用定員等を「確認」し，給付費（委託料）を支払う。

③ 家庭的保育事業等の認可の創設

市町村が認可する仕組みを規定（第34条の15）

- ・ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ・ 家庭的保育（利用定員5人以下）
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育（主として従業員のほか，地域において保育を必要とする子どもの保育を提供）

④ 放課後児童健全育成事業の改正（第34条の8，第34条の8の2）

- ・ 対象年齢の見直し（おおむね10歳未満→小学生）
- ・ 設備及び運営について，条例で基準を制定

(2) 施行日

子ども・子育て支援法の施行の日（消費税の10%引き上げの時期）